

第 192 回 奥出雲町農業委員会総会議事録

1. 日 時 令和 2 年 12 月 23 日(水) 午前 9 時 ～ 午前 10 時 15 分

2. 場 所 奥出雲町役場 仁多庁舎4階 大会議室

3. 出席委員 (40名)

1 番 高 橋 政 伸	2 番 中 林 孝	3 番 立 石 覚	4 番 若 槻 隆 季
5 番 大 坂 茂	6 番 足 立 信 子	7 番 古 田 川 光 彦	8 番 内 田 吉 彦
9 番 藤 原 康 正	10 番 石 原 隆 幸	11 番 石 原 敬 士	12 番 松 原 武 雄
13 番 磯 田 光 徳	14 番 藤 原 功	16 番 安 部 傭 造	17 番 勝 部 定 次
18 番 金 倉 弘 美	19 番 和 久 利 勝	20 番 八 澤 幹 夫	21 番 若 槻 進
22 番 藤 原 克 巳	24 番 高 橋 正 敏	25 番 石 原 宏 二	26 番 賀 元 春 男
27 番 若 月 勝 久	28 番 藤 原 修	29 番 藤 原 功	31 番 山 田 幸 則
32 番 福 本 成 美	33 番 安 部 治 美	34 番 卜 藏 秀 夫	35 番 松 原 康 夫
36 番 岩 田 孝 史	37 番 若 槻 保	38 番 堀 尾 敏 久	39 番 永 濱 孝 之
40 番 石 原 博	41 番 足 立 康 夫	42 番 松 島 昭 夫	43 番 原 田 二 朗

4. 事務局又は説明者

農業委員会 事務局長 田中 修

5. 欠席委員 (3名)

15番 宇田川委員 24番 高橋委員 30番 小池委員

6. 議事日程

日程第1号 議事録署名委員の指名

日程第2号 報告第1号 農地の合意解約に関する届出について

議案第1号 農地法第2条の規定による非農地通知に対する承認について

議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第3号 農地利用集積計画の承認について (利用権の設定)

その他

7. 議事

発信者	議事要旨
議長	ただいまより、奥出雲町農業委員会第192回総会を開催いたします。議事に入ります前に、奥出雲町農業委員会会議規則第8条の定めにより、本日の出欠者の報告をいたします。本日の欠席者は15番 宇田川委員です。出席者は18名中17名。過半数に達しておりますので、本日の総会は成立いたします。 次に、奥出雲町農業委員会会議規則第25条第3号の定めにより議事録署名者の指名を行います。本日の議事録署名委員は、13番 磯田委員、14番 藤原委員にお願いをいたします。 本日上程いたします議題は日程のとおりであります。 報告第1号から議案第3号まで、順次行います。 それでは議事に入ります。 報告第1号、農地法第18条第6項の規定による届出について上程いたします。事務局説明して下さい。
事務局	報告第1号、農地法第18条第6項の規定により、下記の届出について受理したことをここに報告する。令和2年12月23日提出、奥出雲町農業委員会会長。 番号1、農地の所在 □□□□番外1筆。地目は登記簿/現況ともに田。面積1,886㎡他で計5,877㎡。賃貸人氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番。賃借人氏名 △△△△、住所 ●●●●番。解約届出日 令和2年11月19日。解約成立日・土地引渡時期、いずれも令和2年11月14日。解約の理由、賃借人の都合により。 番号2、農地の所在 □□□□番外1筆。地目は登記簿/現況ともに田。面積3,055㎡他で計4,772㎡。賃貸人氏名 一般社団法人奥出雲町農業公社、住所 三成358番地1。賃借人氏名 △△△△、住所 ●●●●番。解約届出日 令和2年12月3日。解約成立日・土地引渡時期、いずれも令和2年12月1日。解約の理由、農地所有者の都合により。 番号3、農地の所在 □□□□番外1筆。地目は登記簿/現況ともに田。面積3,055㎡他で計4,772㎡。賃貸人氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番。賃借人氏名 一般社団法人奥出雲町農業公社、住所 三成358番地1。解約届出日 令和2年12月3日。解約成立日・土地引渡時期、いずれも令和2年12月1日。解約の理由、賃貸人の都合により。 番号2と番号3は、転貸となっております。 番号4、農地の所在 □□□□番外2筆。地目は登記簿/田、現況/畑または田。面積1,302㎡他で計3,458㎡。賃貸人氏名 一般社団法人奥出雲町農業公社、住所 三成358番地1。賃借人氏名 △△△△、住所 ●●●●番。解約届出日 令和2年12月2日。解約成立日・土地引渡時期、いずれも令和2年12月1日。解約の理由、農地所有者の都合により。 番号5、農地の所在 □□□□番外2筆。地目は登記簿/田、現況/畑または田。面積1,302㎡他で計3,458㎡。賃貸人氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番。賃借人氏名 一般社団法人奥出雲町農業公社、住所 三成358番地1。解約届出日 令和2年12月2日。解約成立日・土地引渡時期、いずれも令和2年12月1日。解約の理由、賃貸人の都合により。 番号4と番号5は、転貸となっております。 番号6、農地の所在 □□□□番外1筆。地目は登記簿/現況ともに田。面積707㎡他で計1,364㎡。賃貸人氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番。賃借人氏名 △△△△、住所 ●●●●番。解約届出日 令和2年11月24日。解約成立日、土地引渡時期、いずれも令和2年11月21日。解約の理由、賃借人の都合により。 番号7、農地の所在 □□□□番。地目は登記簿/現況ともに田。面積548㎡。賃貸人氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番。賃借人氏名 △△△△、住所 ●●●●番。解約届出日 令和2年11月19日。解約成立日・土地引渡時期、いずれも令和2年11月17日。解約の理由、賃貸人の都合により。

事務局	合により。以上です。
議長	事務局の説明が終わりました。報告事項ですので質疑は行いません。 次、議案第1号、荒廃農地調査に伴う農地・非農地の判断について上程いたします。事務局説明して下さい。
事務局	議案第1号、荒廃農地調査に伴う農地・非農地の判断について、意見を求める。令和2年12月23日提出、奥出雲町農業委員会会長。 番号1、農地の所在 □□□□番外3筆。地目は登記簿/畑、現況/山林。面積95㎡他で合計709㎡。所有者氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番。 番号2、農地の所在 □□□□番。地目は登記簿/畑、現況/山林。面積224㎡。承諾者氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番。 令和元年度の農地パトロール、荒廃農地調査において、B判定のうち、非農地判断をしたもので、今月10日までに承諾書をいただいた荒廃農地です。なお、転用案件、賃貸借等の設定があるもの、写真がなかったものは除いています。調査年月日は、システムの都合上、これまでと同様に、令和元年10月30日に統一させていただいています。亡くなっておられるなどで、所有者と承諾者が異なる筆については、備考欄に所有者名を記載しております。承認後は、所有者または承諾者と、法務局、役場税務課へ非農地通知をする流れになります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
議長	事務局の説明が終わりました。この案件は、農地パトロールによる調査に基づくものですので、補足説明は行いません。 議案第1号番号1から2について質疑に入ります。 質疑ございませんか。 (はいの声) 非農地と判定してよろしいでしょうか。 (はいの声) 非農地と判定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員、よって議案第1号番号1から2について非農地と判定いたします。 次、議案第2号、農地法第3条の規定による許可申請について上程いたします。事務局説明してください。
事務局	議案第2号、農地法第3条の規定により、下記農地の申請があったので審議を求める。令和2年12月23日提出、奥出雲町農業委員会会長。 番号1、農地の所在 □□□□番外1筆。地目は登記簿/現況ともに田。面積は1,886㎡他で計5,877㎡。権利種別 3条使用貸借の更新。貸付人氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番、経営面積はご覧のとおりです。申請事由は使用貸借による権利の設定。借受人氏名 △△△△、住所 ●●●●番、経営面積はご覧のとおりです。申請事由は、使用貸借による権利の設定。権利の設定は、許可の日から、設定期間10年間です。農業者年金に係る使用貸借です。 番号2、農地の所在 □□□□番外4筆。地目は登記簿/現況ともに畑または田。面積は367㎡他で計2,708㎡。権利種別 3条無償移転。譲渡人氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番、経営面

事務局	積はご覧のとおりです。申請事由は所有権の移転。譲受人氏名 △△△△、住所 ●●●●番、権利取得後の経営面積は27aです。先月の総会で別段面積の承認をいただいた、空き家付き農地です。告示日は令和2年11月25日です。別添の資料をご覧ください。上の図が周辺地図です。下の図が農地の位置図になります。ピンクの部分が空き家バンクに登録された住宅で、緑色の部分が今回の申請農地になります。 これらの案件につきましては、「周辺地域の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生ずる恐れはなく、譲受人の経営農地は全て耕作されており、農作業の従事状況等からみて全ての農地について効率的に利用できるもの」と見込まれます。従って、農地法第3条第2項の不許可要件各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしているものと考えます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
議長	事務局の説明が終わりました。議案第2号番号1について担当委員の補足説明をお願いいたします。27番若月委員。
27番	番号1について、27番若槻が補足説明させていただきます。先ほどの事務局説明の通りでございまして、農業者年金の貸付金に係る更新でございまして、何ら問題はないと考えます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
議長	担当委員の補足説明が終わりました。議案第2号番号1について質疑に入ります。質疑ございませんか。 (はいの声) 可とすることに異議ございませんか。 (はいの声) 可とすることに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員、よって議案第1号番号1について可とすることに決しました。 次、議案第2号番号2について担当委員の補足説明をお願いいたします。31番山田委員。
31番	番号2について、31番山田が補足説明させていただきます。先月の総会において別断面積の審議承認を受けたところでございます。□□□□になりまして、空き家付き農地ということで、周辺の農地等も含めまして適正な管理ができるものと思っております。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
議長	担当委員の補足説明が終わりました。議案第2号番号2について質疑に入ります。質疑ございませんか。 (はいの声) 可とすることに異議ございませんか。 (はいの声) 可とすることに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員、よって議案第2号番号2について可とすることに決しました。 次、議案第3号、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について(利用権の設定)上程いたします。事務局説明してください。
事務局	議案第3号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、下記農用地利用集積計画の決定について意見を求める」令和2年12月23日提出 奥出雲町農業委員会 会長。

事務局	番号1、農地の所在 □□□□番外3筆。地目は登記簿/現況ともに田。面積2,088㎡他で計7,418㎡、内容は再設定です。利用権を設定する者の氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番、経営面積はご覧のとおりです。利用権の設定を受ける者の氏名 △△△△、住所 ●●●●番、経営面積はご覧のとおりです。利用目的は田。期間は1年、賃貸借です。賃借料につきましては、総額玄米180kgです。 番号2、農地の所在 □□□□番外6筆。地目は登記簿/現況ともに田。面積1,467㎡他で計9,165㎡、内容は再設定です。利用権を設定する者の氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番、経営面積はご覧のとおりです。利用権の設定を受ける者の氏名 △△△△、住所 ●●●●番、経営面積はご覧のとおりです。利用目的は田。期間は4年2か月、賃貸借です。賃借料につきましては、10aあたり1万円です。 番号3、農地の所在 □□□□番。地目は登記簿/現況ともに田、面積1,400㎡、内容は再設定です。利用権を設定する者の氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番、経営面積はご覧のとおりです。利用権の設定を受ける者の氏名 △△△△、住所 ●●●●番、経営面積はご覧のとおりです。利用目的は田。期間は4年10か月、賃貸借です。賃借料につきましては、総額 玄米30kgです。 番号4、農地の所在 □□□□番外4筆。地目は登記簿/現況ともに田。面積1,700㎡他で計8,167㎡。内容は新規です。利用権を設定する者の氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番、経営面積はご覧のとおりです。利用権の設定を受ける者の氏名 △△△△、住所 ●●●●番、利用権設定後の経営面積は285.1aです。利用目的は田。期間は5年、賃貸借です。賃借料につきましては、10aあたり玄米30kgです。 番号5、農地の所在 □□□□番外5筆。地目は登記簿/現況ともに田。面積1,886㎡他で計11,627㎡、内容は新規です。利用権を設定する者の氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番、経営面積はご覧のとおりです。利用権の設定を受ける者の氏名 △△△△、住所 ●●●●番、利用権設定後の経営面積は378.8aです。利用目的は田。期間は4年、賃貸借です。賃借料につきましては、総額 玄米120kgです。 番号6、農地の所在 □□□□番外1筆。地目は登記簿/現況ともに田。面積2,110㎡他で計4,070㎡、内容は新規です。利用権を設定する者の氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番、経営面積はご覧のとおりです。利用権の設定を受ける者の氏名 △△△△、住所 ●●●●番、利用権設定後の経営面積は40.7aです。利用目的は田。期間は2年、賃貸借です。賃借料につきましては、10aあたり1万円です。 番号7、農地の所在 □□□□番外3筆。地目は登記簿/現況ともに田。面積944㎡他で計6,439㎡。内容は再設定です。利用権を設定する者の氏名 ○○○○ 他1名、住所 ▲▲▲▲番、経営面積はご覧のとおりです。利用権の設定を受ける者の氏名 △△△△、住所 ●●●●番、経営面積はご覧のとおりです。利用目的は田。期間は2年、賃貸借です。賃借料につきましては、総額玄米210kgです。 番号8、農地の所在 □□□□番外5筆。地目は登記簿/現況ともに田。面積1,464㎡他で計5,238㎡。内容は再設定です。利用権を設定する者の氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番、経営面積はご覧のとおりです。利用権の設定を受ける者の氏名 △△△△、住所 ●●●●番、経営面積はご覧のとおりです。利用目的は田。期間は5年、賃貸借です。賃借料につきましては、10aあたり玄米60kgです。 番号9、農地の所在 □□□□番外1筆。地目は登記簿/現況ともに田。面積747㎡他で計1,611㎡。内容は新規です。利用権を設定する者の氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番、経営面積はご覧のとおりです。利用権の設定を受ける者の氏名 △△△△、住所 ●●●●番、利用権設定後の経営面積は401.2aです。利用目的は田。期間は5年、賃貸借です。賃借料につきましては、総額 玄米60kgです。
-----	---

事務局	番号10、農地の所在 □□□□番外1筆。地目は登記簿/現況ともに田。面積707㎡他で計1,364㎡。内容は新規です。利用権を設定する者の氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番、経営面積はご覧のとおりです。利用権の設定を受ける者の氏名 △△△△、住所 ●●●●番、利用権設定後の経営面積は92aです。利用目的は田。期間は5年、賃貸借です。賃借料につきましては、総額 玄米60kgです。 番号11、農地の所在 □□□□番外1筆。地目は登記簿/現況ともに田。面積1,092㎡他で計2,971㎡。内容は再設定です。利用権を設定する者の氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番、経営面積はご覧のとおりです。利用権の設定を受ける者の氏名 △△△△、住所 ●●●●番、経営面積はご覧のとおりです。利用目的は田。期間は5年、賃貸借です。賃借料につきましては、10aあたり玄米45kgです。 番号12、農地の所在 □□□□番外2筆。地目は登記簿/現況ともに田。面積2,494㎡他で計6,872㎡。内容は再設定です。利用権を設定する者の氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番、経営面積はご覧のとおりです。利用権の設定を受ける者の氏名 △△△△、住所 ●●●●番、経営面積はご覧のとおりです。利用目的は田。期間は5年、賃貸借です。賃借料につきましては、10aあたり玄米45kgです。 番号13、農地の所在 □□□□番外3筆。地目は登記簿/現況ともに田。面積782㎡他で計2,392㎡。内容は再設定です。利用権を設定する者の氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番、経営面積はご覧のとおりです。利用権の設定を受ける者の氏名 △△△△、住所 ●●●●番、経営面積はご覧のとおりです。利用目的は田。期間は3年、賃貸借です。賃借料につきましては、10aあたり玄米60kgです。 番号14、農地の所在、小馬木1276番5外1筆。地目は登記簿/現況ともに田。面積1,606㎡他で計3,272㎡。内容は再設定です。利用権を設定する者の氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番、経営面積はご覧のとおりです。利用権の設定を受ける者の氏名 △△△△、住所 ●●●●番、経営面積はご覧のとおりです。利用目的は田。期間は3年、賃貸借です。賃借料につきましては、10aあたり玄米60kgです。 以上の案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件である「農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合するものであること、農用地の全てを効率的に利用して耕作すること、農作業に常時従事すること」の要件を満たしているものと考えます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
議長	事務局の説明が終わりました。議案第3号番号1について担当委員の補足説明をお願いいたします。20番八澤委員。
20番	番号1について、20番八澤が補足説明させていただきます。これは□□□□の■■■■自治会になりまして、△△△△さんがご高齢になり「来年はできるかわからない」と、最近ずっと「あと1年契約」になっておりまして、毎年出て来るんですけども、続けていただきたいと思いますけれども、ちゃんと管理もされておりますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	担当委員の補足説明が終わりました。議案第3号番号1について質疑に入ります。 質疑ございませんか。 (はいの声) 承認することに異議ございませんか。 (はいの声) 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員、よって議案第3号番号1について承認することに決しました。

議長	次、議案第3号番号2について担当委員の補足説明をお願いいたします。29番藤原委員。
29番	番号2について、29番藤原が補足説明させていただきます。現地は□□□□地区の■■■■自治会にあります。■■■■集会所前の□□□□に◇◇◇◇さんの家があり、道路を挟んだ向かい側に2筆、その◇◇◇◇さんの左隣の◆◆◆◆さん宅の奥に4筆です。これまで△△△△がきちんと管理してまして、今回再設定ということで、何ら問題ないとおもいますが、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
議長	担当委員の補足説明が終わりました。議案第3号番号2について質疑に入ります。 質疑ございませんか。 (はいの声) 承認することに異議ございませんか。 (はいの声) 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員、よって議案第3号番号2について承認することに決しました。 次、議案第3号番号3について担当委員の補足説明をお願いいたします。4番若槻委員。
4番	番号3について、4番若槻が補足説明させていただきます。○○○○さん、△△△△さんは、いずれも■■■■自治会の方でございます。今回の圃場は10月の総会で申請され、承認された圃場の、ひとつだけ残っていた分の案件です。場所は、□□□□先月承認いただいた圃場と今回の圃場が続いてあります。いずれも管理されており、問題はございません。再設定でございますので、よろしくお願いいたします。
議長	担当委員の補足説明が終わりました。議案第3号番号3について質疑に入ります。 質疑ございませんか。 (はいの声) 承認することに異議ございませんか。 (はいの声) 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員、よって議案第3号番号3について承認することに決しました。 次、議案第3号番号4から番号6について担当委員の補足説明をお願いいたします。27番若月委員。
27番	番号4から番号6について、27番若月が補足説明させていただきます。 番号4について、新規の利用権設定です。○○○○さん、△△△△さん、ともに□□□□の■■■■自治会の方でございます。○○○○さんがご高齢になり、新たに△△△△さんが利用権設定をされて、経営規模の拡大をされるものです。非常に熱心な方ですし、良好な管理をされると思います。 番号5について、新規の案件です。○○○○さん、△△△△さん、ともに□□□□の■■■■地内の方でございます。○○○○さんは、先ほど報告第1号でありましたが、これまで◇◇◇◇さんが耕作をしていましたが、解約となりましたので、新たに△△△△さんが契約されるということです。△△△△さんも熱心な方ですし、良好な管理をされると思います。 番号6について、○○○○さんは□□□□の■■■■自治会の方です。圃場は、□□□□にあがったところ です。■■■■沿いの水田です。利用権の設定を受けられる△△△△さんは、期

27番	間は2年と短いですが、今回新たに水田経営に取り組みたいと意欲を持っていらっしゃると思います。以上、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
議長	担当委員の補足説明が終わりました。議案第3号番号4について質疑に入ります。 質疑ございませんか。 (はいの声) 承認することに異議ございませんか。 (はいの声) 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員、よって議案第3号番号4について承認することに決しました。 次、議案第3号番号5について質疑に入ります。 質疑ございませんか。 (はいの声) 承認することに異議ございませんか。 (はいの声) 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員、よって議案第3号番号5について承認することに決しました。 次、議案第3号番号6について質疑に入ります。 質疑ございませんか。 △△△△さんの所有はトラクター1台ということですが、作物は水稻を作られるということですか。
27番	〇〇〇〇さん所有の機械等、使用契約をされているということですので、支障はないと思います。
議長	わかりました。他に質疑ございませんか。 承認することに異議ございませんか。 (はいの声) 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員、よって議案第3号番号6について承認することに決しました。 次、議案第3号番号7について担当委員の補足説明をお願いいたします。31番山田委員。
31番	番号7について、31番山田が補足説明させていただきます。〇〇〇〇さんのところを、引き続き再設定ということです。場所は■■■■の近くなります。□□□□沿いです。これまでも適正に管理されておりますので、何ら問題ないと思います。 番号8について、こちらも再設定です。□□□□沿いに位置する田圃です。これまでもきちんと管理されています。特に問題ないと思います。 番号9について、新規です。この田圃は、□□□□に降りたところです。これまでも奥の方は△△△△さんが耕作されております。その続きの田圃が今回の2筆ということで、周辺管理もきちんとされていますので、問題ないと判断しております。 番号10について、新規です。先ほどの報告事項にありました田圃です。□□□□にある田圃です。〇〇〇〇さんの田圃の横に△△△△さんが作っておられまして、このたび道路を挟んで、〇〇〇〇さんの田圃を△△△△さんが耕作されるということで、これまでも適正に管理されており、問題ないと思います。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長	担当委員の補足説明が終わりました。議案第3号番号7について質疑に入ります。 質疑ございませんか。 (はいの声) 承認することに異議ございませんか。 (はいの声) 可とすることに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員、よって議案第3号番号7について承認することに決しました。 次、議案第3号番号8について質疑に入ります。 質疑ございませんか。 (はいの声) 承認することに異議ございませんか。 (はいの声) 可とすることに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員、よって議案第3号番号8について承認することに決しました。 次、議案第3号番号9について質疑に入ります。 質疑ございませんか。 (はいの声) 承認することに異議ございませんか。 (はいの声) 可とすることに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員、よって議案第3号番号9について承認することに決しました。 次、議案第3号番号10について質疑に入ります。 質疑ございませんか。 (はいの声) 承認することに異議ございませんか。 (はいの声) 可とすることに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員、よって議案第3号番号10について承認することに決しました。 次、議案第3号番号11について担当委員の補足説明をお願いいたします。37番若槻委員。
37番	番号11について、37番若槻が補足説明させていただきます。再設定です。場所は□□□□になります。適切な管理がなされています。特に問題はないと思われます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
議長	担当委員の補足説明が終わりました。議案第3号番号11について質疑に入ります。 質疑ございませんか。 (はいの声) 承認することに異議ございませんか。 (はいの声) 可とすることに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員、よって議案第3号番号11について承認することに決しました。
39番	次、議案第3号番号12から番号13について担当委員の補足説明をお願いいたします。39番永濱委員。 番号12について、39番永濱が補足説明させていただきます。再設定です。この案件につきまし

39番	ては、□□□□地区■■■■集落にございます。□□□□にございます。これまでも適切に管理されていまして、何ら問題はないと思います。 番号13について、こちらも□□□□地区■■■■集落にございます。□□□□の二箇所になります。再設定で、適切に管理されています。何ら問題はないと思います。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
議長	担当委員の補足説明が終わりました。議案第3号番号12について質疑に入ります。 質疑ございませんか。 (はいの声) 承認することに異議ございませんか。 (はいの声) 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員、よって議案第3号番号12について承認することに決しました。 次、議案第3号番号13について質疑に入ります。 質疑ございませんか。 (はいの声) 承認することに異議ございませんか。 (はいの声) 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員、よって議案第3号番号13について承認することに決しました。 次、議案第3号番号14について担当委員の補足説明をお願いいたします。7番古田川委員。
7番	番号17について、7番古田川が補足説明させていただきます。現地は□□□□の前です。これまでも適切な管理をされており、再設定でもありますので、問題はないと思っています。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
議長	担当委員の補足説明が終わりました。議案第3号番号14について質疑に入ります。 質疑ございませんか。 (はいの声) 承認することに異議ございませんか。 (はいの声) 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員、よって議案第3号番号14について承認することに決しました。 次に、その他について事務局お願いいたします。
事務局	事務局から、その他についてお話をさせていただきます。 ○互助会の会費について 今月のところをお願いをしておりました。本日準備ができておられます方は、私の方でお預かりさせていただきますので、よろしくお願いいたします。領収証はまた改めてつくらせていただきます。 ○農地機構だより第26号をお配りいたしました。 ○手帳並びに活動記録セットについて 来年用の農業委員会手帳と農業委員会活動記録セットをお配りしていますので、よろしくお願い

事務局	いします。 ○人・農地プランの実質化について 実質化された人・農地プランの作成に係る協力について、農業振興課 川西課長補佐からご説明をいただきます。
川西	今回お話をさせていただくのは、人・農地プランの進捗状況と今後の予定についてです。 今年の3月において、人・農地プランの進め方としてこの場で説明させて頂きました。それから、年度も替わり、また新役員への交代もございましたので、なるべく詳しく説明させていただければと考えております。 まず、これまでの経緯について説明いたします。農業を取り巻く情勢が変化中、人と農地の問題を解決していくため、「人・農地プラン」が平成25年度から始まりました。 当初(6年前)、集落に向け農家アンケートを実施し、希望される集落には役場、農協、県担当者等が出向いて集落説明会を行いました。また、集落の営農組織化に向けた話し合いの際には「人・農地プラン」を説明し、将来の集落内の農地管理について推進して参りました。そして、担い手である法人、認定農業者等の中心経営体への農地集積や権利移動、新規認定農業者など、町内9地区ごとに「人・農地プラン」を作成し、毎年プラン見直しの検討委員会を開催して策定してきたものでございます。 昨年の5月に国の要綱は改正され、新しく「人・農地プランの具体的な進め方」が通知されました。これによると、令和元年度と2年度の2年間で、対象の地区を集落ごとに細分化し、5年から10年後の農地利用を担う中心経営体に関する方針を定めるというものでした。 具体的な進め方は次のとおりです。1つ目は、アンケート調査の実施・回収・集計、2つ目は、地図を広げた話し合いにより現状把握、3つ目は、中心経営体への農地の集約化に関する将来の方針づくり、となっております。 アンケートの目的は、高齢化や後継者不足で耕作を諦める方が増え、先が見えない状況が予測される中、農家のみなさんに将来の集落・農地の状況、特にどのように営農していくのか、といった人と農地の問題について、自ら考えて頂くために行うものでした。自ら考えて頂いた上で、実質化というものに落とし込むことになっていきますので、令和元年度で実施しました。 ここで、本来なら人・農地プランの実質化(見直し)において、集落内での話し合いを行う予定でもありましたが、新型コロナウイルス感染症の影響により、集落内での話し合いができない状態もありました。ただし、中山間地域等直接支払制度に取り組む集落は、「集落戦略」を作成することで、人・農地プランに実質化に代わるものとして国で認められております。これを「同種取決め」といっております。 中山間直払では、新しく5期を迎え、交付金10割単価を交付頂くためにはこの「集落戦略」を令和4年度までに作るようになっていましたが、人・農地プランの実質化に向かうため、前倒して、殆どの集落協定が作成することになっています。 ちなみに、「集落戦略」には①「農用地の将来像」を地番ごとに記載し、また②「集落の現状」、③「対策の方向性」を記入することになっています。今後、殆どの集落でこの集落戦略ができれば、人・農地プランの完成系が出来上がるものと考えています。 中山間直払は5年ごとに取り組みが実施されますので、集落戦略も5年後ごとに見直しすることになると思われます。併せて、人・農地プランも5年ごとに大きな見直しをすることになると考えています。 さらに、具体的な進め方について説明します。アンケート調査を集計し、円グラフを作り、地図に貼り付ける作業を現在行っており、この円グラフには、高齢化の状況、後継者の状況、貸付または売却したい面積(出し手の面積)などの状況を表します。 この地図をもって、集落戦略が出来ていない10集落で、お話し、座談会という表現をしておりますが、これを開くことになります。その対象集落に、担当の農業委員さん、推進委員さんにコーディネーター役でご参加頂ければと考えています。資料の裏面には、その対象の集落と担当の農業委員さん、推進委員さんを載せております。当然、県の担当の方、農協の担当の方も一緒に、各集落の集会所に出向きます。私も伺います。 また、対象と成ります集落の担当農業委員さん・推進委員さんには、そちらに向けて、恐縮ではございますが、研修会にご参加頂ければと存じます。担当ではない委員さんでもご参加できます。

川西	この研修会は、集落戦略を作成するにあたって、コーディネーター役を務める方向けに国が開催するもので、会場は松江の合同庁舎になります。島根県の東部の方々が一括集まって行われる予定です。こちらの研修を受けて、座談会でご活躍いただくということを考えております。この内容については、農業委員会終了後に、打ち合わせ会を設けますので、その時に詳しくご説明させていただきます。ご参加いただきますようお願いいたします。 集落に出かけていくためには、大論ではなく、あくまで集落の現状を踏まえた手立てが必要です。集落内で担い手を確保できるのか。それとも集落外で担い手を確保できるのか。それとも地区外でしか担い手を確保できないのか。それとも別の問題を抱えているのか。どちらにしろ、農業生産活動に支障をきたし、継続できない恐れのある集落への支援体制の仕組みづくりを戦略的に考えていかなければなりません。どうかお力をお貸しください。 今後の奥出雲町の農業振興について、農業委員会のみなさんの力強いご支援の中、進めたいと引き続き考えております。どうぞ、ご協力をお願いいたします。
議長	先ほども申しましたように、該当の委員さんはこの後よろしくようお願いいたします。 以上で総会を終わります。次回の農業委員会総会は12月23日(水)の予定です。

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和 年 月 日

議長 18番 (印)

議事録署名委員 13番 (印)

議事録署名委員 14番 (印)